☆☆ 新型コロナウイルス感染症ニュース 第107号 2022.2.21 ☆☆

雨水の時期になり、雪もすっかり春の様相となりました。新型コロナウイルス感染症は感染者数の増加とともに入院患者さんも増加し、在宅療養者は過去最高レベルとなっております。これまでの感染拡大防止策、入院必要な重症者の治療はもとより、在宅療養患者さんへの医療支援を継続することが求められます。

安藤会長より、自宅療養中患者さんの定期薬の処方、相談窓口について

市内の自宅療養者が2,600~2,700名で推移しており、なかなか減りません。

もし、かかりつけの患者さんが感染したり濃厚接触者となった場合、定期薬が中断しないように配慮が必要です。主治医の先生方におかれましては積極的に電話再診を活用し、行動制限を課せられた患者さんへの定期薬処方をよろしくお願いいたします。オンライン診療と違って電話初診や再診は届出不要であり、従前と同一の処方なら手間もかからないはずです。調剤薬局が制度に詳しいことが多いようです。ご不明の際はご相談ください。

また、前々号でも触れましたが、仙台市では自宅療養者のための夜間電話相談窓口を設置しています。 医療機関で経過観察中の感染患者さんも夜間はこちらの相談窓口を利用して頂くことが可能です。患者さんへは市(保健所)から番号がお知らせされていますので、ご利用いただくようご周知いただければ幸いです。

「仙台市新型コロナ自宅療養患者向け夜間相談ダイヤル」

開設時間 20:00 から翌朝8:00 まで

仙台市職員と看護師が対応し、必要時にはオンコール当番医が相談を受けます

(安藤健二郎)

ワクチン接種事業について

VRS に 2 月 16 日現在で登録されている集計で、仙台市の追加 (3 回目)接種対象者 907,630 人に対して、接種実績は 169,083 回 (接種率 18.6%)となっております。また、2 月 18 日時点の新型コロナウイルスワクチン追加接種の国の公表資料では、仙台市は直近 8 日間の増加数に関し、人口比で政令指定都市1位となっております。

政令指定都市名	人口	累計接種回数		直近8日間		2月18日	
				(増加回数ベース)※1		(増加回数ベース)※2	
		接種回数		増加回数		増加回数	
			人口比		人口比		人口比
合計	27,549,032	3,108,849	11.3%	1,148,544	4.2%	171,549	0.6%
札幌市	1,961,575	165,895	8.5%	71,067	3.6%	3,393	0.2%
仙台市	1,065,932	192,907	18.1%	74,716	7.0%	9,706	0.9%
さいたま市	1,324,589	161,257	12.2%	60,990	4.6%	9,183	0.7%
千葉市	974,726	157,035	16.1%	51,289	5.3%	7,009	0.7%
横浜市	3,759,920	201,457	5.4%	101,231	2.7%	21,232	0.6%
川崎市	1,521,562	166,891	11.0%	58,375	3.8%	8,546	0.6%
相模原市	718,601	81,896	11.4%	43,718	6.1%	6,252	0.9%
新潟市	784,774	94,706	12.1%	31,656	4.0%	4,530	0.6%
静岡市	694,296	59,994	8.6%	22,819	3.3%	3,795	0.5%
浜松市	799,966	128,171	16.0%	44,068	5.5%	6,019	0.8%

【毎週月曜日 最新	仙台	仙台市医師会		http://www.sendai.miyagi.med.or.jp/ TEL022-227-1531			
名古屋市	2,300,944	276,497	12.0%	87,307	3.8%	13,615	0.6%
京都市	1,400,720	164,352	11.7%	67,627	4.8%	13,287	0.9%
大阪市	2,739,963	231,139	8.4%	78,833	2.9%	12,245	0.4%
堺市	831,479	119,469	14.4%	39,024	4.7%	6,039	0.7%
神戸市	1,526,835	219,297	14.4%	71,441	4.7%	10,213	0.7%
岡山市	708,155	138,272	19.5%	30,522	4.3%	5,042	0.7%
広島市	1,194,817	166,300	13.9%	57,191	4.8%	7,353	0.6%
北九州市	944,709	95,689	10.1%	42,041	4.5%	6,360	0.7%
福岡市	1,562,767	213,467	13.7%	86,155	5.5%	9,708	0.6%
熊本市	732,702	74,158	10.1%	28,474	3.9%	8,022	1.1%

人口は総務省の住民基本台帳に基づくもので、※1は「前週同曜日の公表分との差」であり、※2は「直近の公表分との差」になります。

現在、個別接種医療機関へのワクチンの移送はモデルナ社製ワクチンのみですが、移送希望量はほぼ確保できる見込みです。3月後半の接種に必要となるワクチンについては、本日希望量の調査票が送られました。2月24日までの回答にご協力ください。回答を受け、3月3日を目途に移送通知書が送られる見込みです。

市民への次回の**接種券の送付は2月28日**が予定されており、**令和3年9月2日までに2回目の接種を 完了した方、約8万8千人**が対象となります。

5~11 歳の小児対象のワクチン接種も **3 月上旬から**開始される見込みであり、実施医療機関には近日中に仙台市作成の**小児用ワクチン接種マニュアル**が送付されます。当面の間、ワクチンの供給は限定的であり、移送量希望調査に基づき、**2 月末までには移送量通知**が送られる見込みです。**接種券**は 2 月末より今年度中に**満 12 歳になる方から順に年齢毎、段階的**に発送される予定です。

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬(パキロビッド®パック) の医療機関及び薬局への配分について(承認直後の試験運用期間)(R4.2.15)

厚生労働省からの連絡に基づく日本医師会からの通知です。本年 2 月 10 日に特例承認された経口抗ウイルス薬「ニルマトレルビル・リトナビル」(販売名:パキロビッド®パック) については、現状安定的な供給が難しいことから、一般流通は行われず当面厚生労働省から配分(無償譲渡)、使用となります。令和 4 年 2 月 27 日までの間は試験運用期間として、都道府県の病床確保計画に基づく新型コロナ病床確保医療機関、及び都道府県が選定したパキロビッド対応薬局のみに配分されます。

処方時には、患者が服薬中のすべての薬剤を確認することが求められ、処方時には、あらかじめ、ファイザー株式会社が開設する**パキロビッド®パック登録センターへの登録**が必要です。

投与対象は、症状のある新型コロナウイルス感染症の成人及び体重 40kg 以上の 12 歳以上の小児であり、 重症化リスク因子を有する者とされます。妊婦の方も有益性が危険性を上回ると判断されれば投与対象と なります。腎機能障害患者への投与時は減量も必要です。併用禁忌薬が多いですが、参考までに添付文書 から一部転載いたします。

「アンピロキシカム、ピロキシカム、エレトリプタン臭化水素塩酸、**アゼルニジピン、オルメサルタンメドキソミル・アゼルニジピン、アミオダロン塩酸塩、ベプリジル塩酸塩水和物、フレカイニド酢酸塩、プロパフェノン塩酸塩、キニジン硫酸塩水和物、リバーロキサバン**、リファブチン、ブロナンセリン、ルラシドン塩酸塩、ピモジド、**エルゴタミン酒石酸塩・無水カフェイン・**イソプロピルアンチピリン、エルゴメトリンマレイン酸塩、ジビドロエルゴタミンメシル酸塩、メチルエルゴメトリンマレイン酸塩、シルデナフィルクエン酸塩(レバチオ)、**タダラフィル**(アドシルカ)、バルデナフィル塩酸塩水和物、ロミタピドメシル塩酸、ベネトクラクス、**ジアゼパム、クロラゼプ酸ニカリウム、エスタゾラム、フルラゼパム塩酸塩、トリアゾラム、ミタゾラム**、リオシグアト、ボリコナゾール、アパルタミド、**カルバマゼピン、**

フェノバルビ タール、フェニトイン、ホスフェニトインナトリウム水和物、リファンピシン、セイヨウオトギリソウ (St. John's Wort、セント・ジョーンズ・ワート) 含有食品」

|職場や学校等で新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合の施設管理者の対応について|

前号のニュースでも触れました、積極的疫学調査(施設調査)により確認された濃厚接触者への対応について、**仙台市からの情報**です。一般事業所は新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合、施設管理者が濃厚接触者の確認を行い、施設管理者より7日間の自宅待機を伝えます。初期スクリーニング検査は実施せず、体調不良時に医療機関を受診いただくこととなります。特に保健所の指示は必要とされません。

ただし、仙台市立小・中学校、(私立も含む) 幼稚園、保育園、児童館においては、新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合、学校等で濃厚接触者の候補者をリストアップして保健所に報告し、保健所が濃厚接触者を決定、学校内の活動で濃厚接触者となった児童の保護者に学校を通じて電話にて連絡となります。この場合も濃厚接触者については、初期スクリーニング検査を実施しないこととし、患者との最終接触を0日目として翌日から7日間の不要不急の外出を控える(登校不可)とともに、10日間の健康確認が求められますが、8日目以降は登校可となります。濃厚接触者が症状を呈した際には、かかりつけ医療機関もしくは受診・相談センターに事前連絡の上受診とし、受診が難しい場合は、保健所にて行政検査を行います。私立小・中学校、私立高校は一般事業所と同様、保健所の介入は行われません。

この内容は仙台市教育委員会から市立小中学校に周知されているとのことです。

ただし、上記内容はあくまでも事業所や学校で感染者が確認された場合の濃厚接触者の取り扱いであり、感染者の同居家族については従来通りの PCR 等検査が求められます。

診療・検査医療機関(発熱外来)体制拡充への協力要請および積極的な公表について(R4.2.10)

宮城県医師会よりの通知・要請です。令和4年1月31日現在、発熱患者等への対応が可能な地域で身近な医療機関として、診療・検査医療機関597施設が宮城県より指定されておりますが(開業医は490施設で全体の約1/3)、そのうち宮城県のホームページに公表されている診療・検査医療機関は381施設(令和4年2月8日現在)となっております。

今般のオミクロン株の爆発的な感染流行により発熱外来は手一杯な状態であり、日本医師会からも発熱外来体制の拡充とその公表が依頼されております。少しでも多くの新規参入とその公表が待たれるとのことです。診療・検査医療機関は、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査(PCR 検査及び抗原検査)実施医療機関」または、「発熱症状があるが受診先を見つけられない市民に対してコールセンター等で診療所名等を情報提供する事業にご協力をいただいている医療機関」のうち、指定を希望する医療機関です。申請は仙台市医師会から宮城県へ行います。

また、すでに発熱外来を行っている施設も県のホームページに公表をすることで、かかりつけ医のいない県民への福音となることが期待されております。

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の検査や治療を実施する医療機関が増え、公費負担医療の診療報酬請求について多くの質問が寄せられていることから、取扱いについて下記のとおりお知らせいたします。詳細につきましては本日郵送致しましたのでご確認ください。

1)「救急医療管理加算1(950点)」の算定について

新型コロナウイルス感染症の検査を実施し、同日に結果が陽性となり同日付けで発生届を提出したあと、処方せんを発行したなどの外来診療を行った場合には、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い(その 63)により「救急医療管理加算 1 (950 点)」が一日につき一回算定が可能です。

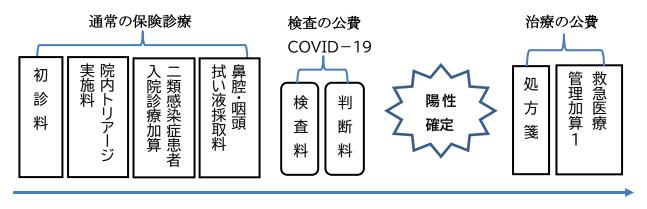
この場合の外来診療とは、新型コロナウイスル感染症の治療のための処方箋の発行や胸部レントゲンなどの画像検査などであり、医師が患者に対し、検査結果の通知や療養の注意事項等を指導しただけでは算定できないことにご注意ください。

【毎週月曜日 最新号配信】

仙台市医師会 http://www.sendai.miyagi.med.or.jp/ TEL022-227-1531

算定要件は診療・検査医療機関の登録及び県の HP 等で公表されておりますのでご参照ください。

- ※ 緊急的な往診、訪問診療及び電話や情報通信機器を用いた診療では算定できません。
- ※ 患者が6歳未満である場合は「乳幼児加算 400点」、患者が6歳以上15歳未満である場合は「小児管理加算 200点」も併せて算定できます。



2) 陽性患者の電話診療における「二類感染症患者入院診療加算(250 点)」の算定について

陽性患者の電話診療に対する評価 [臨時的取扱い (その 54)] により、新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR検査を実施し、翌日、検査結果が陽性と判明したため、同日に発生届を提出し、電話にて陽性であることを患者に報告するとともに、治療に対する指示や療養の注意等の電話再診を実施した場合、二類感染症患者入院診療加算 (250 点) が算定できます。疑い患者の外来診療に対する評価で算定できる場合の診療行為コード及び名称とは異なりますのでご注意ください。

※診療行為コード及び名称 は以下となります。

【111014170】二類感染症患者入院診療加算(電話等初診料・診療報酬上臨時的取扱)

【112024170】二類感染症患者入院診療加算(電話等再診料・診療報酬上臨時的取扱)

【190237850】二類感染症患者入院診療加算(電話等再診・直ちに入院・臨時的取扱)

(文責 保険部 大和 一美)

宮城県新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金について(R4.2.5)

宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課より通知です。新型コロナウイルスワクチンの個別接種を実施する医療機関を支援するため、一定回数以上の個別接種を実施する医療機関に対して奨励金を交付されるもので、詳細は通知文をご参照ください。申請は令和4年4月11日(月)が最終申請期限となり、それ以降の受付はできないとのことで、該当する場合は必ず期限までに申請書及び予診票の写しを提出してください。以前の実施分についても、令和4年4月11日(月)までは申請が受け付けられます。

|中小企業庁「事業復活支援金」について、期間の訂正|

本ニュース 104 号 (R4.1.31 発行) でお知らせした、中小企業庁「事業復活支援金」の給付について、 日本医師会からの情報提供に一部誤記載があったことが判明いたしました。

当該ニュースでは、支援金交付の条件が、「令和3年11月~令和4年3月のいずれかの月の売上高が、 平成30年11月~**令和2年3月まで**の間の任意の同じ月の売上高と比較して…」と記載いたしておりましたが、正しくは「令和3年11月~令和4年3月のいずれかの月の売上高が、平成30年11月~**令和3年** 3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して…」となります。

ご確認をお願いいたします。

ニュース部、ワクチン担当チームより (107号担当 福壽岳雄)

振り返ってみれば新型コロナウイルス感染症に翻弄されて2年以上になります。一日も早い感染が収まり日常生活が取り戻せることを願っています。

仙台市医師会へのご意見・ご質問等はFAX、メールでお願いいたします。

FAX: 022-267-5193 メール: sen-ishi@sendai.miyagi.med.or.jp